

令和2年12月定例教育委員会

教育長報告資料

<教育長報告>

- 11月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の
意見について 1

2 教 総 第 9 7 号
令和 2 年 1 1 月 1 7 日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長



令和 2 年 1 1 月 定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和 2 年 1 1 月 1 7 日 付け 2 財 第 5 9 号 で 意 見 の 聴 取 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 等
については、作成されて差し支えありません。

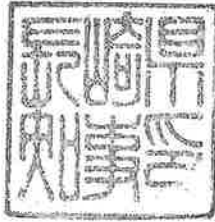
記

- 令和 2 年度長崎県一般会計補正予算（第 9 号）のうち関係部分
- 公の施設の指定管理者の指定について（3 件）
- 「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2 0 2 5 について」のうち関係部分

2 財 第 5 9 号
令和2年11月17日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 中村 法道



議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

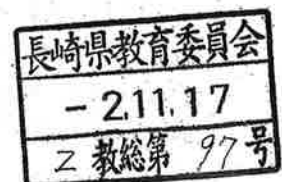
記

1 議案名等

- 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）のうち関係部分
- 公の施設の指定管理者の指定について（3件）
- 「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分

2 上程県議会

令和2年11月定例会



令和2年度11月補正予算の概要について

【第122号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）関係部分】

1 補正の内容

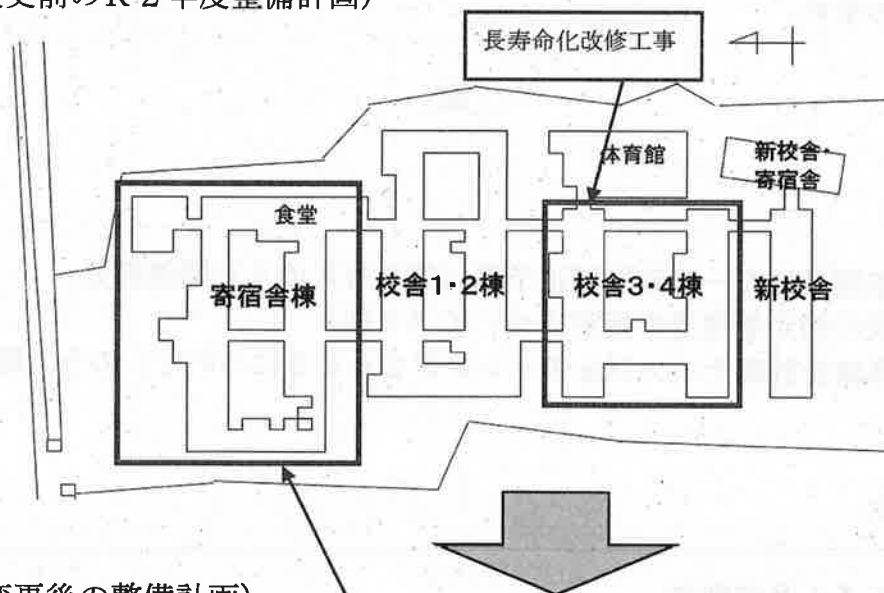
(1) 校舎等整備費（特支）【予算計上課：教育環境整備課】

（補正予算額：12,904千円）

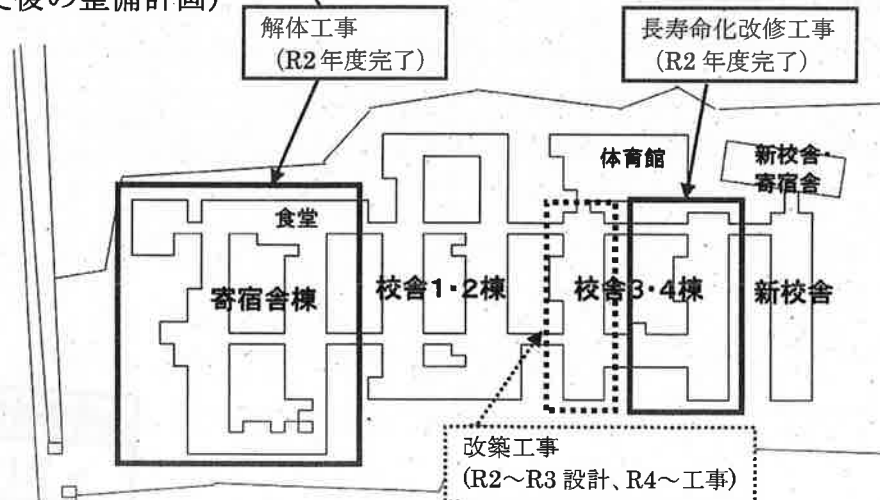
諫早特別支援学校の改築工事等については、今年度第3棟、第4棟の改修工事に着手していたが、建物の隠れた部分の著しい劣化等により、第3棟の長寿命化改修工事が困難であることが判明し、改築工事への計画変更となったため、その改築工事等にかかる設計を実施

【具体的な内容】

（変更前のR2年度整備計画）



（変更後の整備計画）



(2) 教科等教育指導費【予算計上課：高校教育課】

(補正予算額：6,000千円)

県立学校の修学旅行において、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、生徒の安全等を考慮し中止せざるを得なくなった場合のキャンセル料について保護者に対し補助

【具体的な内容】

- ・令和2年12月～令和3年3月に実施予定の学校のキャンセル料
(1%相当分)
 - ・高等学校 58校、特別支援学校 11校
- ※県立中学校については修学旅行実施済み

(3) 高校生の離島留学推進事業費【予算計上課：高校教育課】

(補正予算額：2,492千円)

離島での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、離島留学生のうち島外の生徒が冬休みに帰省後、帰島した際に、PCR検査を実施

【具体的な内容】

16,500円 × 151人 ≒ 2,492千円
(PCR検査費用) (親元を離れて通学している島外の離島留学生)

(4) 学校保健新型コロナ対策事業費【予算計上課：体育保健課】

(補正予算計上額：16,896千円)

県立学校の冬場以降の感染症対策に備えるために必要な保健衛生用品を整備

(5) 職員給与費の過不足調整 (補正予算額：△320,289千円)

①特別職職員及び事務局職員給与費【総務課】 24,284千円

(社会教育及び保健体育関係職員を除く。)

当初：1,118,368千円 ⇒ 補正後：1,142,652千円

②教職員給与費【教職員課】 △305,718千円

(小・中・高校・特別支援学校教職員分)

【教職員給与費】

単位：千円

	当初	補正	補正後
小学校費	46,047,946	△ 117,370	45,930,576
中学校費	27,902,786	△ 168,276	27,734,510
高等学校費	22,465,020	4,670	22,469,690
特別支援学校費	9,467,039	△ 24,742	9,442,297
計	105,882,791	△ 305,718	105,577,073

③社会教育関係職員給与費【生涯学習課】 △46,285千円

当初：693,142千円 ⇒ 補正後：646,857千円

④保健体育関係職員給与費【体育保健課】 7,430千円

当初：162,152千円 ⇒ 補正後：169,582千円

(6) 債務負担行為の設定

①教育環境整備課（債務負担行為限度額：30,108千円）

諫早特別支援学校改築工事等にかかる設計業務委託について、業務完了が来年度となるため債務負担行為を設定

②生涯学習課、体育保健課

複数年度にわたり、公の施設の指定管理者を指定するにあたり、県負担金について債務負担行為を設定

単位：千円

施設名称	限度額	期間
長崎県立佐世保青少年の天地 長崎県立千々石少年自然の家 長崎県立世知原少年自然の家	880,835	令和3年度から 令和7年度まで
長崎県立西彼青年の家	86,710	令和3年度から 令和7年度まで
長崎県立対馬青年の家	76,602	令和3年度から 令和7年度まで
長崎県立総合体育館 長崎県営野球場 長崎県小江原射撃場	870,000	令和3年度から 令和7年度まで
長崎県立総合体育館県北トレーニング室 長崎県立武道館	98,135	令和3年度から 令和7年度まで

(7) 繰越明許費の設定【予算計上課：教育環境整備課】

(繰越明許費：18,607千円)

台風10号により被害を受けた県立学校の災害復旧工事について、年度内に適正な工期を確保することが困難であるため。

- ・五島南高校 グラウンド等フェンス改修工事 10,494千円
- ・北松西高校 屋上防水改修工事 8,113千円

2 補正予算の総額

《一般会計》

(単位：千円)

所属	現計予算 ①	11月補正 ②	補正後 ③(①+②)	11月補正の 財源内訳	
総務課	2,262,643	24,284	2,286,927	一財	24,284
教育環境 整備課	8,942,965	12,904	8,955,869	県債	12,700
				一財	204
教職員課	119,293,152	△305,718	118,987,434	一財	△305,718
高校教育課	2,544,193	8,492	2,552,685	国庫	8,492
生涯学習課	1,718,138	△46,285	1,671,853	一財	△46,285
体育保健課	1,538,718	24,326	1,563,044	国庫	16,896
				一財	7,430
教育庁計	137,502,317	△281,997	137,220,320		

事 件 案

生涯学習課

件 名	要 旨	議案書 の 頁
<p>(第142号議案) 公の施設の指定管理者の 指定について</p>	<p>1 提案理由 長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立千々石少年自然の家及び長崎県立世知原少年自然の家の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項、長崎県立佐世保青少年の天地条例第5条及び長崎県立少年自然の家条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。</p> <p>2 公の施設の名称 長崎県立佐世保青少年の天地 長崎県立千々石少年自然の家 長崎県立世知原少年自然の家</p> <p>3 指定管理者となる団体の名称 佐世保市烏帽子町376番地 特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会 理事長 鶴崎 耕一</p> <p>4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>条31</p>

事 件 案

生涯学習課

件 名	要 旨	議案書の頁
<p>(第143号議案) 公の施設の指定管理者の指定について</p>	<p>1 提案理由 長崎県立西彼青年の家及び長崎県立対馬青年の家の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県立青年の家条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。</p> <p>2 公の施設の名称 (1) 長崎県立西彼青年の家 (2) 長崎県立対馬青年の家</p> <p>3 指定管理者となる団体の名称 (1) 西海市西海町太田和郷4600-10 西彼青年の家施設運営協会 会長 渡邊 久範 (2) 対馬市峰町三根1186番地 対馬青年の家施設運営協会 会長 比田勝 尚喜</p> <p>4 指定の期間 いずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>条32</p>

事 件 案

体育保健課

件 名	要 旨	議案書 の 頁
<p>(第144号議案) 公の施設の指定管理者の 指定について</p>	<p>1 提案理由 長崎県体育施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県体育施設条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。</p> <p>2 公の施設の名称 (1) 長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場 (2) 長崎県立総合体育館県北トレーニング室、長崎県立武道館</p> <p>3 指定管理者となる団体の名称 (1) 長崎市淵町2番25号 長崎DS・スポーツ協会グループ (長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社、公益財団法人 長崎県スポーツ協会) 代表者 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社 代表取締役社長 大熊 稔幸 (2) 佐世保市椎木町無番地 公益財団法人 佐世保市体育協会 会長 吉澤 俊介</p> <p>4 指定の期間 いずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>条33</p>

長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025 (案) の概要 (R2.11月)

政策展開の基本方向

基本理念

基本理念を実現するための3つの柱

基本戦略

施策

政策検討プロジェクト

人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり

1. 地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く
(人材を育て、未来を切り拓く)

2. 力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す
(産業を育て、しごとを生み出す)

3. 夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
(希望のあるまちを創り、明日へつなぐ)

①若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る

②移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する

③長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる

④みんなで支えあう地域を創る

①新しい時代に対応した力強い産業を育てる

②交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む

③環境変化に対応し、一次産業を活性化させる

①人口減少に対応できる持続可能な地域を創る

②地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る

③安全安心で快適な地域を創る

- ①将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進 ●
- ②大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進 ●
- ③男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり ●
- ④キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成・確保 ●
- ⑤地域に密着した産業の担い手の確保・育成 ●
- ⑥医療・介護・福祉人材の育成・確保 ●
- ⑦外国人材の活用による産業、地域の活性化 ●
- ⑧いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現 ●

- ①ながさき暮らしUターン対策の推進 ●
- ②関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大 ●

- ①結婚、妊娠・出産から子育てまでの一貫した支援 ●
- ②郷土を愛し、地域を支える心豊かな人材の育成 ●
- ③安心して子育てできる環境づくり ●
- ④学力の向上と一人一人に対応した教育の推進 ●
- ⑤グローバル化社会を生き抜く力を持った人材づくり ●
- ⑥安全・安心が確保された教育環境の整備 ●
- ⑦「地域みんなで子どもを育み、家庭教育を支援する」体制づくり ●

- ①誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進 ●
- ②きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 ●

- ①成長分野の新産業創出・育成 ●
- ②スタートアップの創出 ●
- ③製造業・サービス産業の地場企業成長促進 ●
- ④戦略的、効果的な企業誘致の推進 ●

- ①地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進 ●
- ②県産品のブランド化と販路拡大 ●
- ③アジアをはじめとした海外活力の取り込み ●

- ①農林業の収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策の強化 ●
- ②漁業所得の向上と持続可能な生産体制の整備 ●
- ③養殖業の成長産業化と加工・供給体制の強化 ●

- ①地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進 ●
- ②地域の活力と魅力にあふれる農山漁村づくり ●
- ③地域の医療、介護等のサービス確保 ●
- ④離島・半島等のくらしと交流を支える地域公共交通の確保 ●
- ⑤ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化 ●
- ⑥持続可能なインフラの整備及び利活用 ●

- ①人流・物流を支える交通ネットワークの確立 ●
- ②九州新幹線西九州ルートの整備と開業効果の拡大 ●
- ③持続可能で魅力ある都市・地域づくり ●
- ④しまや半島など地域活性化の推進 ●
- ⑤特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化 ●
- ⑥国際交流と平和発信の推進 ●

- ①犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進 ●
- ②食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上 ●
- ③災害に強く、命を守る強靱な地域づくり ●
- ④豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進 ●
- ⑤脱炭素社会の実現を目指した快適なライフスタイルの普及 ●
- ⑥人と自然が共生する持続可能な地域づくり ●

①ながさき しまの創生プロジェクト

②アジア・国際戦略

③新幹線開業効果拡大プロジェクト

④健康長寿日本プロジェクト

⑤スマート社会実現プロジェクト

⑥人材確保・定着プロジェクト

⑦災害から命を守るプロジェクト

●印はまち・ひと・しごと創生総合戦略と共通の体系

2 教 総 第 9 8 号
令和 2 年 1 1 月 2 4 日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長



令和 2 年 1 1 月 定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和 2 年 1 1 月 2 4 日 付け 2 財 第 5 9 号 で 意 見 の 聴 取 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 等
については、作成されて差し支えありません。

記

- 令和 2 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 0 号）のうち関係部分
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分

2 財 第 5 9 号
令和2年11月24日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 中村 法道



議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

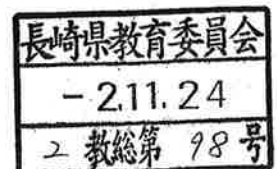
記

1 議案名等

- 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分

2 上程県議会

令和2年11月定例会



[第156号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号) 関係部分]

1 補正の内容

(1) 職員給与費の給与改定 (補正予算額: △297,926千円)

- ① 特別職職員及び事務局職員給与費【総務課】 △3,314千円
(社会教育及び保健体育関係職員を除く。)

過不足後: 1,142,652千円 ⇒ 補正後: 1,139,338千円

- ② 教職員給与費【教職員課】
(小・中・高校・特別支援学校教職員分)

【教職員給与費】 単位: 千円

	過不足後	補正	補正後
小学校費	45,930,576	△127,966	45,802,610
中学校費	27,734,510	△76,184	27,658,326
高等学校費	22,469,690	△61,506	22,408,184
特別支援学校費	9,442,297	△26,557	9,415,740
計	105,577,073	△292,213	105,284,860

- ③ 社会教育関係職員給与費【生涯学習課】 △1,884千円

過不足後: 646,857千円 ⇒ 補正後: 644,973千円

- ④ 保健体育関係職員給与費【体育保健課】 △515千円

過不足後: 169,582千円 ⇒ 補正後: 169,067千円

【教育庁全体】	過不足後	補正	補正後
金額	119,685,192千円	△297,926千円	119,387,266千円

※金額には退職手当を含む

2 補正予算の総額

《一般会計》

(単位：千円)

所属	現計予算 ①	11月補正 ②	補正後 ③(①+②)	11月補正の 財源内訳	
総務課	2,286,927	△3,314	2,283,613	一財	△3,314
教職員課	118,987,434	△292,213	118,695,221	一財	△292,213
生涯学習課	1,671,853	△1,884	1,669,969	一財	△1,884
体育保健課	1,563,044	△515	1,562,529	一財	△515
教育庁計	137,220,320	△297,926	136,922,394		

条 例 案

総務課・教職員課

件 名	要 旨	議案書 の 頁																																																																														
<p>第159号議案 職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例のうち関係 部分</p>	<p>1. 改正要旨 県人事委員会による令和2年10月21日付けの「職員の給与に関する報告及び勧告」並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため、関係条例を改正しようとするもの</p> <p>2. 改正内容 (1) 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条、第2条、第3条、第4条関係） ア 期末・勤勉手当の改定 ・一般職員 年間の支給月数 4.50月分 → 4.45月分（▲0.05月）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">6月期</th> <th colspan="3">12月期</th> <th colspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1.30</td> <td>0.95</td> <td>2.25</td> <td>1.25 (1.30)</td> <td>0.95</td> <td>2.20 (2.25)</td> <td>2.55 (2.60)</td> <td>1.90</td> <td>4.45 (4.50)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1.275</td> <td>0.95</td> <td>2.225</td> <td>1.275</td> <td>0.95</td> <td>2.225</td> <td>2.55</td> <td>1.90</td> <td>4.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>() は改正前の支給月数</p> <p>・特定幹部職員 年間の支給月数 4.50月分 → 4.45月分（▲0.05月）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">6月期</th> <th colspan="3">12月期</th> <th colspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1.10</td> <td>1.15</td> <td>2.25</td> <td>1.05 (1.10)</td> <td>1.15</td> <td>2.20 (2.25)</td> <td>2.15 (2.20)</td> <td>2.30</td> <td>4.45 (4.50)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1.075</td> <td>1.15</td> <td>2.225</td> <td>1.075</td> <td>1.15</td> <td>2.225</td> <td>2.15</td> <td>2.30</td> <td>4.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>() は改正前の支給月数</p>		6月期			12月期			合計			期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計	令和2年度	1.30	0.95	2.25	1.25 (1.30)	0.95	2.20 (2.25)	2.55 (2.60)	1.90	4.45 (4.50)	令和3年度	1.275	0.95	2.225	1.275	0.95	2.225	2.55	1.90	4.45		6月期			12月期			合計			期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計	令和2年度	1.10	1.15	2.25	1.05 (1.10)	1.15	2.20 (2.25)	2.15 (2.20)	2.30	4.45 (4.50)	令和3年度	1.075	1.15	2.225	1.075	1.15	2.225	2.15	2.30	4.45	<p>条 1</p>
	6月期			12月期			合計																																																																									
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計																																																																							
令和2年度	1.30	0.95	2.25	1.25 (1.30)	0.95	2.20 (2.25)	2.55 (2.60)	1.90	4.45 (4.50)																																																																							
令和3年度	1.275	0.95	2.225	1.275	0.95	2.225	2.55	1.90	4.45																																																																							
	6月期			12月期			合計																																																																									
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計																																																																							
令和2年度	1.10	1.15	2.25	1.05 (1.10)	1.15	2.20 (2.25)	2.15 (2.20)	2.30	4.45 (4.50)																																																																							
令和3年度	1.075	1.15	2.225	1.075	1.15	2.225	2.15	2.30	4.45																																																																							

イ 勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直し

- ・時間外勤務手当等の単価となる1時間当たりの給与額の算出方法について、分母の休日相当日数を18日として計算していたものを、各年度の実休日数に応じて計算するよう見直し

勤務1時間当たりの給与額

$$= \frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当} + \text{人事委員会規則で定める手当}) \times 12 \text{月}}{38.75 \text{時間} \times 52 \text{週} - 7.75 \text{時間} \times \frac{18 \text{日}}{\rightarrow \text{実休日数}}}$$

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第5条及び第6条関係）

期末手当の改定

- ・特定任期付職員 年間の支給月数 3.40月分 → 3.35月分（▲0.05月）

(3) 長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第11条及び第12条関係）

期末手当の改定

- ・教育長の期末手当の支給月数を国の指定職俸給表適用者（事務次官等）に準じて改定
年間の支給月数 3.40月分 → 3.35月分（▲0.05月）

	6月期	12月期	合計
令和2年度	1.70	1.65 (1.70)	3.35 (3.40)
令和3年度	1.675	1.675	3.35

() は改正前の支給月数

(4) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第13条関係）

期末手当の支給月数の引下げに伴い、所要の改正を行うもの

3. 実施時期

区 分		実施時期
期末・勤勉手当 の改定	令和2年12月期分	令和2年12月1日
	令和3年度以降分	令和3年4月1日
勤務1時間当たりの給与額の算出方法 の見直し		令和3年4月1日